立高バレー部OBOG会 会則　2024.10.20

会則施行年月日及び立高バレー部OBOG会設立年月日　2019年 9月28日

立高バレー部OBOG会　会則

第1章　総則

第1条（名称）
本会は「立高バレー部OBOG会」と称する。

第2条（目的）
本会は、東京都立立川高等学校男子・女子バレーボール部のOBOGによる同窓会として、会員相互の親睦交流を図るとともに現役の部活動を支援し、母校バレーボール部の強化、発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）
本会の目的を達成するため次の事業を行う。
（1）名簿の整備及び維持管理
（2）会員に対する情報提供、ホームページの作成及び掲載含む。
（3）会員相互の親睦交流のための行事
（4）現役の部活動に対する物心両面の支援
（5）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章　会員

第4条（会員）
本会は、次の会員により組織する。
（1）正会員
東京都立立川高等学校の男子・女子バレー部に最終学年まで在籍したものおよびある程度の期間在籍し中途退部したもので本会の主旨に賛同し入会を希望されたもの。

（2）名誉会員
東京都立立川高等学校の男子・女子バレー部の歴代顧問、監督、コーチ等として指導いただいた教職員等関係者で正会員以外のもの。

（3）準会員
現役部員及び卒業部員のうち学生で未就労のもの。

（4）特別会員
入会者のうち結婚や転勤で海外移住をされたもの。
尚、帰国後は正会員への復帰を希望されるもの。

2. 正会員は、本会の目的を達成するため、本会の事業とりわけ試合応援・練習参加等現役の活動支援に積極的に取り組むよう努めるとともに本会の円滑な運営に協力しなければならない。又、メーリングリストの登録など連絡態勢の効率化にも協力することとする。

第3章　役員

第5条（役員）
本会に次の役員を置く。
（1）会長　1名（発起人代表が当面兼務する。）
（2）副会長　2名
（3）常任幹事　概ね5～10期毎に1名
（4）会計監事1名、会計監査1名

（5）発起人　1名

第5条（役員）からの続き
2. 役員は、総会の議決により選任する。
3. 会長は、本会を代表し、総会・幹事会の定めるところにより会務を総理する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠員のときはその職務を行う。
副会長は会計を兼務することができる。
5. 副会長および常任幹事は、会長の命により、会長の職務を分掌する。
6. 会長は、副会長および常任幹事の中から事務局長1名、会計1名、を選任し、
にて事務局を構成する。
7. 常任幹事は各年次、及び近い年次を代表し、本会と会員、会員相互の
情報連絡と情報収集の要となる。
8. 会計監事は、本会会計の適正な執行を監事し、総会に報告する。
9. 役員は、幹事会を構成する。
10. 役員の任期は3年とする。但し再任を妨げない。
11. 役員が事情により海外在住される場合は特別会員として休職を認め
帰国後に正会員としての復帰や役員の服飾を認める。

第6条（相談役）
本会に、総会の決議により相談役を置くことができる。

第4章　総会および幹事会

第7条（総会）
総会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときには、臨時総会を
招集することができる。

2. 総会は、本会の最高意思決定機関とし、次の事項を審議し、議決する。
（1）会則の制定及び改正
（2）事業報告・会計報告の承認
（3）年間事業計画・予算の決定
（4）役員の選任
（5）その他とくに重要と認められる事項

3. 総会の議決は、出席正会員の過半数をもって行う。

4. 総会では、現役の活動報告についても報告する。

第8条（幹事会）
幹事会は、第5条の役員により構成する。

2. 幹事会は、会長が招集し、総会に諮る議案の原案を協議・決定するほか、総会
決定事項以外の本会運営上の重要事項について協議、決定する。

3. 幹事会の議決は、出席役員の過半数をもって行う。

第5章　事務局

第9条（事務局）
本会に事務局を置く。

2. 事務局は、事務局長1名、会計担当1名、事務局員若干名により構成する。
副会長一名は事務局長を兼務できることとする。

3. 事務局は、事務局長の統括の下に本会会務の執行運営に当たる。

4. 事務局は、ホームページの作成変更、及び連絡態勢の効率化に努める。
又、会長・副会長の指名により広報技術担当を置くことが出来ることとする。

第6章　会計

第１０条（会計年度）
　本会の会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

第１１条（収入）
　本会の収入は、会費、寄付金、雑収入およびその他の収入とする。

第１２条（会費）
　本会の正会員は、年会費として、定額の通常会費のほか、事情が許す範囲で
任意の口数の現役後援会費を納入することとし、毎年、事前に振り込み案内を行う。
会費は、手続き省力化のため、数年まとめ払いを可能とします。

（１）通常会費
社会人　　年額 2,000円
但し、ご夫妻で加入の場合はどちらかを半額とする。
又、関東近県（東京・千葉・埼玉・神奈川）以外の他府県在住者は諸般の事情を
考慮し、半額とする。

（２）現役及びコーチ陣の後援会費
一口　　1,000円

尚、特別会員については海外移住されている間は会費を免除することができる。

第１３条（会費の使途）
　通常会費は、本会の目的を達成するための通信費およびその他の運営経費に
充当する。

２．現役及びコーチ陣の後援会費は、その全額を現役及びコーチの支援に充当する。
尚、コーチには交通費及び日当３０００円を支払うこととし、年間分一括して
１０万円を支払うことが出来ることとする。
又、指導日はホームページ等に記録することとする。

３．卒業時には２０００円程度の記念品を贈呈し会への帰属性を高めることとする。

４．又ユニフォームなど一定の多額の費用捻出のため後援会費の３０％程度は予備費
として積み立て、現役及びコーチ陣、顧問監督と意見交換の上、適宜補助を行う。

（附則）
第１条（施行期日）
　本会則は、2024 年10 月 20日から施行する。

第２条（所在地）
　本会の事務所は、東京都日野市神明３－１１－１１に置く。

（会計担当 内規）
第１２条に基づき会費の数年まとめ払いがあった場合、来期以降分の会費については
当年度会計処理せず来期へ繰り越す。